

2020年6月10日

「新型コロナウイルス感染症」に関連した取扱いについて ～保険料払込猶予期間の延長に関する追加の取扱い～

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、また関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、罹患された皆さまの一日も早いご快復を心からお祈り申し上げます。

第一生命保険株式会社(社長:稲垣精二、以下「当社」)では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客さまに対し、特別取扱いとして保険料のお払込みを猶予する期間を最長6か月延長していますが、下記のとおり、追加の取扱いを実施します。

記

○現在、お客さまからの申し出により、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6か月(2020年9月末まで)延長する特別取扱いを行っています。

○延長期間経過後も保障を継続するためには、お払い込みいただけていない延長期間分の保険料(猶予期間分の保険料)全額を延長期間の満了日(2020年9月末)までに払い込みいただく必要があります。

○しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、延長期間満了日までに保険料全額の払い込みが困難なお客さまのために、2020年10月分保険料より払込を再開し、その後継続してお払い込みいただければ、猶予期間分の保険料を2021年4月末日までに支払うことを可能とする追加の取扱いを実施します(※)。

※お客さまには8月から具体的なお取扱いをご案内していく予定です。

【お客さまからのお問い合わせ先】

第一生命コンタクトセンター 0120-157-157

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00、土曜日 9:00～17:00(祝日・年末年始は除く)

※ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、受付日時を縮小させていただいております。

また、電話が大変繋がりにくい状況となっておりますことを、あらかじめご了承ください。